

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
マリモ地方創生リート投資法人
代表者名 執行役員 北方 隆士
(コード番号 3470)

資産運用会社名
マリモ・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 北方 隆士
問合せ先 財務管理部長 島田 勝博
TEL:03-6205-4755

資産運用会社における運用ガイドラインの一部変更に関するお知らせ

マリモ地方創生リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本資産運用会社の運用ガイドラインの一部を下記のとおり変更することを本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の趣旨・経緯

本投資法人は、地方において魅力的な「レジデンス」、「商業施設」、「ホテル」、「オフィス」、及び「駐車場」を投資対象とし、地域・用途分散を図った総合型ポートフォリオを構築することにより、「相対的に高い投資利回り」と「安定的な収益」の確保と運用資産の確実な成長を志向しています。本資産運用会社においては、市場動向、法制、経済情勢を踏まえ、原則として1年に1度運用ガイドラインの見直しを行っていますが、人口20万人前後の都市に所在する物件の取得を行うため、運用ガイドラインの一部改定を行うものです。

主な変更内容は下表のとおりです。変更箇所は下線を付して表示しています。

2. 主な変更の内容

変更前	変更後
<p>(ポートフォリオ運用基準)</p> <p>第5条 ポートフォリオ運用基準は、以下の通りとする。各運用基準の全体像については、別紙「① 投資基準マトリックス」記載の通りとする。</p> <p>(1) 用途 (省略)</p> <p>(2) 地域別投資比率（取得価格ベース） ① 地方（東京圏を除いた全国の地域） 70%以上</p> <p>地方を地方都市とその他地域に区分する。「地方都市」とは、東京圏を除いた人口20万人以上の都市をいい、「その他地域」とは、地方都市及び東京圏を除いた全国の地域</p>	<p>(ポートフォリオ運用基準)</p> <p>第5条 ポートフォリオ運用基準は、以下の通りとする。各運用基準の全体像については、別紙「① 投資基準マトリックス」記載の通りとする。</p> <p>(1) 用途 (現行通り)</p> <p>(2) 地域別投資比率（取得価格ベース） ① 地方（東京圏を除いた全国の地域） 70%以上</p> <p>地方を地方都市とその他地域に区分する。「地方都市」とは、東京圏を除いた原則として人口20万人以上の都市をいい、「その他地域」とは、地方都市及び東京圏を除いた</p>

<p>をいう。</p> <p>②東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県） 30%以下 (3)～(5)（省略）</p> <p>別紙 ①「投資基準マトリックス」 投資エリア区分 地方—地方都市 東京圏を除いた人口20万人以上の都市</p> <p>用途（レジデンス、商業施設、ホテル、オフィス、駐車場）</p> <p>(注1)（省略）</p> <p>(新設)</p>	<p><u>全国の地域をいう。なお、人口20万人に満たない都市であっても、これに準ずる人口を有する都市については、産業の状況や人口動態その他の諸般の事情を考慮し、地方都市として取り扱うことができるものとする。</u></p> <p>②東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県） 30%以下 (3)～(5)（現行通り）</p> <p>別紙 ①「投資基準マトリックス」 投資エリア区分 地方—地方都市 東京圏を除いた<u>原則として</u>人口20万人以上の都市(注2)</p> <p>用途（レジデンス、商業施設、ホテル、オフィス、駐車場）</p> <p>(注1)（省略）</p> <p>(注2) <u>人口20万人に満たない都市であっても、これに準ずる人口を有する都市については、産業の状況や人口動態その他の諸般の事情を考慮し、地方都市として取り扱うことができるものとする。</u></p>
--	---

3. 変更日

2019年8月29日

4. 運用状況の見通し

本変更による運用状況への影響はありません。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.marimo-reit.co.jp>